○国土交通省告示第九百七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項及び第二十六条の五第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。

平成二十二年九月一日　　国土交通大臣　前原　誠司

一　名　　称　特定非営利活動法人　東京土建ＡＴＥＣ
二　住所及び講習事務を行う事務所の所在地　東京都豊島区池袋一丁目八番六号
三　代表者の氏名　告坂　眞二
四　登録の区分　一級建築士定期講習、二級建築士定期講習、木造建築士定期講習、管理建築士講習
五　役員の氏名　理　事　長　告坂　眞二
副理事長　杉野　誠、清水　謙一
理　事　藤澤　好一、渡邉　輝明
監　事　井手口行夫、松本　秀典
六　登録年月日　平成二十二年八月十三日
七　登録番号　一級建築士定期講習　第七号
二級建築士定期講習　第六号
木造建築士定期講習　第三号
管理建築士講習　第三号

○国土交通省告示第九百七十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項及び第二十六条の五第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。

平成二十二年九月一日　　国土交通大臣　前原　誠司

一　名　　称　特定非営利活動法人　埼玉土建建築支援センター
二　住所及び講習事務を行う事務所の所在地　埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目二百二十番三号職業訓練法人埼玉土建技術研修センター内
三　代表者の氏名　中山　松夫
四　登録の区分　一級建築士定期講習、二級建築士定期講習、木造建築士定期講習、管理建築士講習
五　役員の氏名　理　事　長　中山　松夫
副理事長　齊藤　辰巳、宍戸　出
理　事　島野　義人、原田　正行
監　事　伊藤　修、田久　悟
六　登録年月日　平成二十二年八月十三日
七　登録番号　一級建築士定期講習　第八号
二級建築士定期講習　第七号
木造建築士定期講習　第四号
管理建築士講習　第四号

○国土交通省告示第九百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月一日　　国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　都市計画事業の種類及び名称　西東京都市計画道路事業三・五・十号東町西原線
三　事業施行期間　自平成二十二年九月一日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都西東京市谷戸町二丁目、緑町三丁目、ひばりが丘三丁目及び緑町二丁目
使用の部分　なし

○観光庁告示第十三号

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第四条第一項の規定に基づき、国際会議観光都市を認定したので、第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年九月一日　　観光庁長官　溝畑　宏

国際会議観光都市を認定

浦安市

○東北地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月一日　　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鶴岡市中清水字玉作八〇番一から同市下清水字田中二九七番まで	前	一四・七〇～四八・七〇メートル　一・五九三キロメートル
	後	二五・一〇～八三・三〇メートル　一・五九三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月一日　　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市中清水字玉作一三九番一から同市中清水字玉作一六九番一まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月一日